

埼玉県告示第五百二十号

告 示

令和二年埼玉県告示第四百十九号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省国土地理院から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野元裕